

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その2 戸籍等関係の表(9)の項中「（同法第20条において準用する場合を含む。）」、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項」を「又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項」に改め、「及び戸籍の附票の写し」を削り、同表(15)の項を同表(18)の項とし、同表(10)の項から(14)の項までを同表(13)の項から(17)の項までとし、同表(9)の項の次に次のように加える。

(10) 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	1通につき 200円
(11) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	1通につき 200円
(12) 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 200円

第2条 周南市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表その2 戸籍等関係の表(17)の項を削り、同表(18)の項を同表(17)の項とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表（第1条の改正）

現行		改正案	
別表（第2条関係） その1 税関係（略） その2 戸籍等関係		別表（第2条関係） その1 税関係（略） その2 戸籍等関係	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)		(略)	
(9) 住民基本台帳法第12条第1項（ <u>同法第20条において準用する場合を含む。</u> ）、 <u>第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し（住民基本台帳ネットワークシステムによる広域交付を含む。）又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写しの交付</u>	1通につき 200円	(9) 住民基本台帳法第12条第1項又は <u>第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し（住民基本台帳ネットワークシステムによる広域交付を含む。）又は住民票記載事項証明書の交付</u>	1通につき 200円
		(10) <u>住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付</u>	1通につき 200円
		(11) <u>住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者</u>	1通につき 200円

現行		改正案	
		<u>の附票を含む。)の写しの交付</u>	
		<u>(12) 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付</u>	<u>1通につき 200円</u>
<u>(10)～(15)</u> (略)	(略)	<u>(13)～(18)</u> (略)	(略)
その3 建築関係～その6 その他 (略)		その3 建築関係～その6 その他 (略)	

周南市手数料条例新旧対照表（第2条の改正）

改正前		改正案	
別表（第2条関係） その1 税関係（略） その2 戸籍等関係		別表（第2条関係） その1 税関係（略） その2 戸籍等関係	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)		(略)	
(16) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円	(16) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円
<u>(17) 社会保障・税番号制度に係る通知カードの再交付</u>	<u>1件につき 500円</u>	<u>(17) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付</u>	<u>1件につき 800円</u>
<u>(18) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付</u>	1件につき 800円		
その3 建築関係～その6 その他（略）		その3 建築関係～その6 その他（略）	